

■議案第75号 普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議について

■議案第76号 普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議について

---

【要旨】

本議案は、津野町民から四万十町立保育所への入所希望があること、また、今後は四万十町の町民も津野町の幼保連携型認定こども園を利用する可能性があることから、津野町、四万十町の間で相互利用ができるよう協議を行うことについて、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものです。

【内容】

議案第75号

四万十町立保育所及び幼保連携型認定こども園を津野町の住民の利用に供することについての協議

議案第76号

津野町立幼保連携型認定こども園を四万十町の住民の利用に供させることについての協議

【理由】

現在、四万十町では、公立保育所：7か所、幼保連携型認定こども園：1園を、津野町では、幼保連携型認定こども園：2園を運営しています。

保育所等の入所については、当該保育所等の存する市町村に住所を有していることが原則となっていますが、保護者の就労・里帰り出産等の事由により、児童を自己の住所地以外の市町村の保育所等に入所させたい場合には、地方自治法第244条の3第2項の規定により、「普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。」こととなっており、この協議については、地方自治法第244条の3第3項により、議決が必要となっているためです。

なお、議決後は協議を行い「四万十町立保育所及び幼保連携型認定こども園の利用に関する協定書」及び「津野町立幼保連携型認定こども園の利用に関する協定書」を締結する予定です

【根拠法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第 244 条の 3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。